

表1.市・県民税申告の出張受け付け

会場	開設日時
神津交流センター	1月28日(火)
※きららホール	1月30日(木)
南センター	2月6日(木)
野間笠松センター	2月7日(金)
西センター	2月13日(木)
産業・情報センター(4階)	2月17日～3月16日(土・日曜、祝・休日除く)

表2.所得税および復興特別所得税、消費税(個人)、贈与税の申告の相談・受け付け

会場	開設日時
産業・情報センター(6階) ※作成済の申告書の提出は、4階で受け付け	2月17日～3月16日(土・日曜、祝日除く。ただし2月24日(木)、3月1日(日)は開設)

# 令和2年度 市・県民税、所得税など 早めの税申告を

1月28日から神津交流センターなどで、市・県民税申告の出張受け付けを行います。また、2月17日～3月16日、産業・情報センターで令和元年分所得税および復興特別所得税などの確定申告相談を受け付けます。今年から各会場(きららホールを除く)の受付時間を短縮し、市・県民税については土・日曜、祝・休日の対応は行いません。

## 市・県民税

### 1月28日から出張受け付け

令和2年度市・県民税申告の出張受け付けを表1の通り行います。また、市役所2階の市民税課でも受け付けを行います。2月17日～3月16日は混雑緩和のため産業・情報センターで手続きを。

所得税の確定申告をする人は市・県民税の申告をする必要がありません(次記事の②と確定申告とは異なる課税方式を選択する場合を除く)。

◎市・県民税の申告が必要な人  
①1月1日現在、市内に在住し、前年中に所得があった労働先から給与支払報告書の提出がない▽給与所得以外に年金、恩給がある▽年金、恩給を受け、社会保険料や生命保険料などの控除を受ける▽市内に事業所または家屋敷があり、市外に住所がある一人など。

◎申告に必要なもの  
▽個人番号カードか通知カード、本人確認書類、印鑑(認め印可)、所得の証明となるもの(令和元年中の源泉徴収票や給

与支給明細書など)▽社会保険料控除(国民健康保険・国民年金・介護保険の支払った額など)▽生命保険料控除▽医療費控除▽地震保険料控除▽平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除などがある場合はその領収書が証明書。

◎申告会場に行けない人は郵送でも申告できます。申告書に必要事項を記入し、個人番号カードか通知カードの写し、本人確認書類の写し、必要書類を添えて3月16日までに郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所市民税課へ。

◆対象者  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

◆公的年金などを受給している人  
令和元年中の公的年金などの収入金額の合計額が40万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者で主に次のような場合は、確定申告の必要がない人でも、申告により所得税が還付される場合があります。

◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

## 所得税

### 2月17日から受け付け

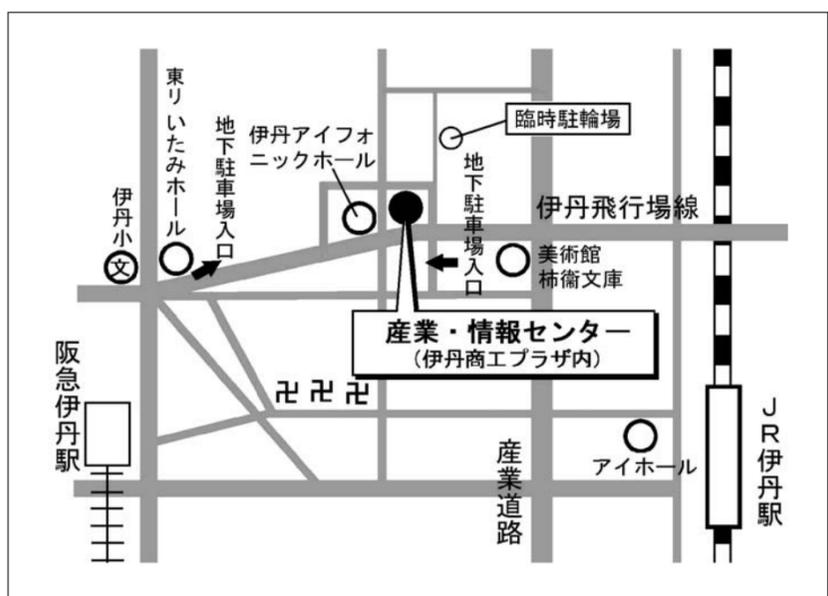
所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人事業者)・贈与税の申告の相談・受け付けを表2の通り行います。

◆確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり  
確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあれば、確定申告がなくても市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額になることがあります。詳しくは市市民税課 ☎784・8022

◆確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり  
確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあれば、確定申告がなくても市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額になることがあります。詳しくは市市民税課 ☎784・8022

◆確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり  
確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあれば、確定申告がなくても市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額になることがあります。詳しくは市市民税課 ☎784・8022

◆確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり  
確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあれば、確定申告がなくても市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額になることがあります。詳しくは市市民税課 ☎784・8022



◆確定申告で所得税が還付される人  
給与所得者▽令和元年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った一人など。

### 新春お年玉企画

#### 答えを発表

本紙1月1日号4面「広報伊丹プレゼントクイズ」の答えは  
クイズ1=(C)5つ ①百人一首の女性の表情②中央女児の髪型③左側男児の襟④ネズミの言葉⑤左隅の百人一首の有(無) ⑥クイズ2=⑩ペットボトル—でした。

たくさんのご応募ありがとうございました。当選者には順次プレゼントを発送します。  
市広報課 ☎784-8010

### おむつ費用の医療費控除

確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要介護認定を受けている人で同控除を申告する場合、2年目以降の確定申告では、要介護認定時の主治医意見書の記載により▽寝た

### 償却資産の申告

1月31日までに  
市内に事業用の償却資産を持っている人は、個人・法人を問わず毎年1月1日現在の償却資産の内容を市に申告する必要があります。

申告の内容は償却資産の所在地・種類・数量・取得年月・取得価額・耐用年数—などで、資産の増減がない場合でも申告が必要です。

新たに申告する場合は、全資産を申告してください。

期限は1月31日まで。用紙は市役所2階の市資産税課で配布します。  
市資産税課 ☎784・8022

### 高年齢者の障害者控除

65歳以上で介護認定(要支援1・2、要介護1・5)を受けている人(昨年12月31日現在)は、障害者手帳の交付を受けていないなくても申請により障害者控除対象者認定書の交付で、障害者控除が受けられます。

対象高年齢者が税制上の控除対象配偶者や扶養親族に該当する場合でも対象となります。認定書の必要人は印鑑、介護保険証、窓口に来る人の公的身分証明書を持って直接、市役所1階の地域・高年福祉課で申請してください。

ただし、介護保険の認定申請に際し、介護予防・生活支援サービスの「事業対象者」と判定された人は、障害者控除対象者認定は受けられません。  
市地域・高年福祉課 ☎784・8099

### 就学援助などの申請

所得がない人も申告を  
小・中学校就学援助や特別支援教育就学奨励費の申請・認定には、同一世帯内(乳幼児・小・中学生除く)で所得がない人も収入の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。  
市教委学事課 ☎784・8086

### 贈与税

対象は次の通り。  
▽令和元年中に個人から10万円を超える財産の贈与を受けた▽元年中に個人から財産を受け、相続時精算課税を適用する一人。

市市民税課 ☎784・8022